

2 物流の主な取組

基本方針1 安定輸送を担う物流ネットワークの構築

< 施策1 > 効率的な物流網を支えるインフラの整備

- 本県の物流網の高速化・円滑化を図るため、高速道路をはじめとする高規格道路の整備を促進するとともに、県内生産拠点や重要港湾（細島港、宮崎港、油津港）等の物流拠点と高速道路とを連絡するアクセス道路等の早期整備が必要です。
- 地理的に南北に長い本県では、重要港湾3港が、それぞれ背後圏の産業や経済を支える重要な役割を担っており、今後のモーダルシフトの加速化等を見据え、港湾機能のさらなる高度化を図ることが必要です。

(1) 高規格道路

① 高規格道路の整備促進とアクセス性の向上

- 東九州自動車道及び九州中央自動車道について、事業中区間の早期完成及び未事業化区間の早期事業化を実現するため、着実な整備促進に取り組み、両自動車道のミッシングリンク解消を目指します。
- 対面交通の安全性や大規模災害時の対応等のため、東九州自動車道（有料区間）の暫定2車線区間の早期4車線化を目指します。
- 高速道路の使いやすさを向上させるため、休憩施設の更なる充実等に取り組みます。
- 産業、観光など広域的活動を支える道路ネットワークの構築に向けて、都城志布志道路などの地域の交流・連携・連結機能を強化する道路や、スマートインターチェンジの整備を推進します。
- 県内の生産拠点や重要港湾等の物流拠点と高規格道路を連絡するアクセス道路の整備を推進し、県内外との物流効率化の一層の強化を図ります。



東九州道（清武南IC）



東九州道（日南北郷IC）

② 重要物流道路等の維持・整備

- 損傷時の社会的影響が大きい橋梁やトンネル等について、適切に管理し、長寿命化を図るアセットマネジメントを推進します。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するために、国が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の整備を推進し、物流生産性の向上を図ります。



橋梁



トンネル

(2) 港湾

① 船舶の大型化等に対応した港湾の整備

- 本県の重要港湾において、増加貨物やカーフェリー・RORO船の大型化等に対応するため、必要な港湾施設の整備に取り組みます。
- 船舶の入出港や荷役作業時の安全性や安定した港湾活動のため、防波堤や防砂堤、航路の拡幅、岸壁の耐震改良等に取り組みます。



細島港19号岸壁整備

< 施策 2 > 安定輸送の実現に向けた物流構造改革の推進

- トラックドライバーをはじめとする物流業界の人手不足を解消するため、労働環境の向上等に努めることが必要です。
- AI等の先端技術の活用を図るとともに、自動化・機械化による省力化や海上・鉄道輸送によるモーダルシフトの加速化など、物流の生産性向上を促進することが必要です。

(1) 人材確保

① 人材確保や働き方改革の推進

- 「ホワイト物流」推進運動※など、国の施策等との連携や、(一社)宮崎県トラック協会などの関係機関を通じた働きかけ等により、トラックドライバーをはじめとした物流業界の労働環境の向上や処遇の改善を図り、物流の人材確保を図ります。(※トラック運転者不足が深刻になっていることに対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に役立つことを目的として、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化や、女性や60代の運転者等も働きやすい「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動)



「ホワイト物流」推進運動

(2) 物流DXの推進

① 自動化・機械化などの推進による物流の省力化

- 手荷役作業の多い農産物輸送については、パレットを用いた輸送に変更することで省力化できるよう、荷主との調整や実装の取組を促進します。
- 倉庫等の物流施設における自動化・機械化の取組を促進します。
- トラック1台で通常の2台分の輸送が可能なダブル連結トラックや、船舶での無人航走が可能なシャーシ※の活用など、より省力化が図られる輸送手段について、情報収集や関係者との情報共有等に努めます。(※動力を持たない被牽引車両)



パレットを用いた積み込み

② 幹線輸送の自動化などデジタル技術の活用の促進

- 国の進める幹線輸送におけるトラックの隊列走行システムや自動化について、本県物流への導入を視野に入れながら、情報収集や関係者との情報共有等に努めます。
- 点呼や配車管理のデジタル化、シャーシ等の位置管理システムなど、先端技術の活用による業務の効率化を促進します。



トラックの後続車無人隊列走行
(経済産業省資料より)

(3) 輸送手段等

① 海運・鉄道へのモーダルシフトの推進

- 物流の2024年問題に対応するため、(一社)宮崎県トラック協会や、海上輸送事業者、鉄道貨物事業者と連携・協力し、モーダルシフトを推進します。
- 官民が連携し、港湾セミナーの開催、海外や国内の荷主・船社・港運業者等への企業訪問等を行い、県内貨物の県内港湾への集荷に努めるとともに、航路の維持・充実を図ります。
- 県内発着の貨物列車の輸送能力を生かすため、輸送機関と連携し、環境に優しい貨物列車の利用による企業イメージの向上、物流コストの削減等について荷主への周知を行い、利用率向上を図ります。



② 速達性のある航空輸送の利用促進

- 本県では機材の小型化が輸送量の低下につながっており、便数の増加や機材の大型化といった航空貨物の利便性の向上には、旅客ニーズの高まりが必要になるため、旅客の利用促進に取り組みます。
- 農水産物については、輸送コストや販売価格、リードタイム※等を考慮したニーズを踏まえ、国内外向け航空貨物の利用を促進します。(※商品・サービスを発注してから納品されるまでの時間や日数)



③ 物流拠点等の整備・利用促進

- 効率的な輸送体制の構築を図るため、県の重要港湾(細島港、宮崎港、油津港)や貨物取扱駅、高速道路IC等の周辺に、物流における地理的優位性等を考慮した拠点の整備を促進します。
- 国が整備を進める長距離輸送の貨物を引き継ぐ中継拠点等について、運送事業者等に周知するなど、利用促進を図ります。

2 物流の主な取組

基本方針2 効率的な輸送体系の実現

< 施策3 > サプライチェーンの最適化による物流効率化の推進

- サプライチェーン全体の関係事業者が連携し、パレット等の標準化・共通化や貨物の集約など、物流効率化を促進することが必要です。

(1) 物流効率化の推進

① 各産業や企業立地の取組による物流効率化の推進

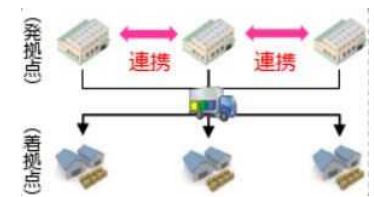
- 業界団体等が実施する物流対策活動への取組に対し支援を行うとともに、これらの活動への参加を通じて企業などとの連携を図ります。
- 道路貨物運送業や倉庫業等の流通関連企業の立地を推進するとともに、立地企業に対して、フォローアップの機会を捉え、荷の集約について協力を依頼します。



流通関連企業の立地が相次ぐ
都城インター工業団地（国交省作成）

② 共同配送の促進

- 県内企業が連携した共同輸送、輸送会社・県外荷主と連携したシャーン共用による輸送効率化モデルの研究など、大消費地向けの輸送コスト削減のための取組を行います。
- 県内事業者の流通ルートについては、今後共同配送等による物流コストの低減化について検討を進めます。



共同配送イメージ（国交省作成）

③ 海運・鉄道を利用した南九州向け貨物の直送化の促進

- 関東、関西をはじめとした県外から本県に向けた貨物を発送する荷主に対して、物流事業者と連携し、直送化による物流の効率化やCO₂削減効果、災害に備えた代替輸送ルートの確保についてアピールするなど、本県への貨物の直送化を促進します。
- 原材料でコンテナ貨物を必要とする業種や、既存企業による県内港でのコンテナ取扱量の増加を促す方法等を官民で検討するなどし、地場産業の育成や企業立地の取組を推進します。



大阪での本県港湾セミナー

(2) 産業ごとの取組

① 県外消費地への県産材出荷のサプライチェーン強化

- 県外消費地において、県産材のプロモーション活動等を実施するとともに、より付加価値の高い製品の開発や県外への出荷拡大を図り、県産材の利用拡大に向けた効率的なサプライチェーンの構築を推進します。



みやざきスギ製品の輸送

② 産地・消費地の拠点を活用した農産物集出荷体制の効率化

- 産地・消費地の物流拠点を活用した輸送体制の効率化を進めるとともに、選果場や冷蔵施設等の共同利用や積み合わせ輸送を促進します。



産地・消費地の物流拠点

③ 畜産物のロット拡大及び畜産飼料物流におけるサプライチェーンの維持・強化

- 県内に整備された国内最新鋭の食肉処理工場等を活用し、食肉の品質向上を図るとともに、大都市圏や海外への食肉流通量の拡大を進めるなど、ロット拡大に向けた取組を推進します。
- 2024年問題に対応した新たな肉用牛の輸送体系として、一部区間の海運への移行を推進します。
- 畜産飼料物流における商慣習の見直しやDX化による配送の効率化を推進します。



フェリーを活用した
肥育牛の生体輸送

④ 水産物の流通合理化及び漁港施設の高度衛生化の推進

- 水産物のトラック輸送や空輸の流通合理化を図るため、宮崎県一漁協合併推進協議会の検討の中で、水揚げ地の拠点化や集荷の効率化を促進します。
- 安全安心な水産物供給のために、漁港施設の整備や衛生管理レベルの向上に関する取組を支援します。



水産物のトラックへの積み込みの様子

< 施策 4 > 荷主・消費者への理解促進

- 物流を安定的に維持・確保していくためには、荷主や消費者の意識改革や行動変容を促す取組を進める必要があります。

(1) 荷主・消費者への働きかけ

① 荷主と物流事業者のパートナーシップの強化

- 荷主や物流事業者、関係団体、行政等が相互の状況を理解し、物流課題等についての意見交換会を実施します。
- 物流をテーマにした大会の開催等により、荷主、トラック運送事業者、関係団体、行政間の連携強化を図り、トラックドライバーの労働環境の改善など、運送業界における諸問題の解決に向けた取組を促進します。



物流に関する意見交換会

② 再配達削減など物流に関する意識改革

- 「物流の2024年問題」といった物流の現状について、テレビCMなどにより、荷主や一般消費者に広く周知し、それぞれの立場での行動変容を促す取組を推進します。



持続可能なみやざきの
物流構築のための総決起大会



啓発CM